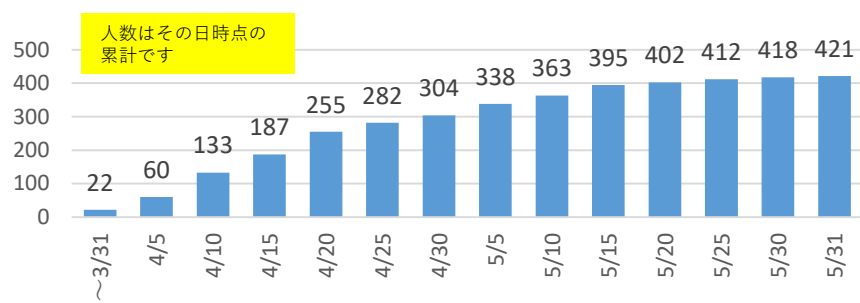


新宿区における新型コロナウイルス感染症対策について

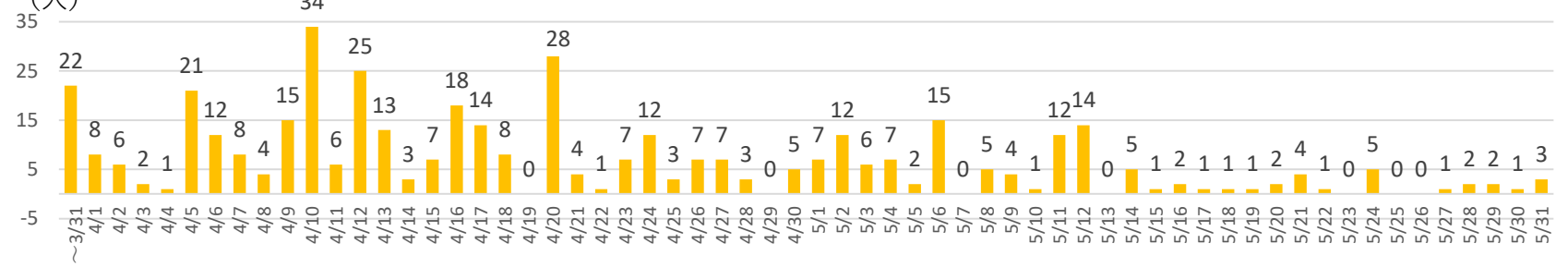
区内における感染の動向

- ・区内では、3月後半から新型コロナウイルスに感染された方の数が増え、特に繁華街で、夜間から早朝にかけて営業している店舗等で感染者が増加し、その後会社員や高齢者に感染が広がっていききました。
- ・4月7日に緊急事態宣言が発出された後も、感染経路不明の市中感染事例が増加し続けました。区保健所では、患者発生届を受理し、入院先の調整や疫学調査を行います。4月中旬には一日の患者発生届が20件～30件となる日もあり、入院先の調整が難航し、自宅療養をしていただく事例もありました。
- ・4月後半以降は、発生届の減少傾向が見られますが、高齢者の感染は続いており、介護サービス事業所での感染事例が複数発生しています。
- ・また、20歳代の若年者の感染も続いており、引き続き感染予防の啓発等の取り組みが必要です。

感染者数の推移（新宿区内居住者）



日別発生状況（新宿区内居住者）



I 緊急対応（区民の命と生活を守るための対応）

1. 感染拡大防止・医療提供体制強化

- 相談体制の構築（専用電話窓口の設置）** [P. 2]
専用電話窓口設置 1月30日～
- 感染症対応体制の充実**
人員強化による積極的疫学調査の徹底とクラスター対策の実施
- 感染予防策の普及啓発**
区民向けの予防策を掲載したパンフレットの作成・配布、区内事業所向け情報発信等
- 区内施設等へのマスク、アルコール消毒液の配布**
介護事業所・児童施設・障害者施設・医療機関等
- 区内医療機関との連携による医療体制の強化（新宿モデル）** [P. 2]
新宿区PCR検査スポット、病状別ベッドコントロール
- 区民・来街者への注意喚起** [P. 2]
 - ①区長コメントの発出（繁華街の利用自粛、緊急事態宣言を受けて）
 - ②新宿駅周辺客引きパトロールによる帰宅の呼びかけ
 - ③感染拡大防止強化期間の設定（4月24日～5月6日）
（神楽坂通り等混雑緩和、区立公園混雑緩和、防災無線広報）
- 介護サービス事業所に対する感染防止対策の強化** [P. 4]
チェックリストの作成・配布、訪問による感染予防対策の状況確認と改善方法のアドバイス

2 中小事業者等への支援

- 商工業緊急資金の貸付（特例）融資あっせん** [P. 3]
- 店舗等家賃減額助成事業**（店舗等のオーナーが賃借人の家賃を減額した場合の助成） [P. 3]
- 区内商店街活性化支援** [P. 3]
 - ①新宿区商店会連合会と連携した情報発信
 - ②感染防止対策への助成（感染防止に取り組む商店会の助成）

3 生活・健康への支援

- 特別定額給付金の支給** [P. 3]
- 特別区民税の徴収猶予**
- 保険料の減免（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険）** [P. 3]
- 子育て世帯への支援**
 - ①子育て世帯への臨時給付金の支給
 - ②家庭での保育に伴う保育料の減額
 - ③就学援助準要保護世帯への給食費相当額の支給
 - ④妊婦への「感染予防対策に係る育児パッケージ」の配布（ゆりかごプラスギフト）
- 高齢者のフレイル予防対策**
健康体操チラシ新聞折り込み配布、区オリジナル健康体操動画の区HPへのアップ、区報での連載等

II 社会・経済活動の段階的再開に向けた対応

1. 感染第2波の防止

「コロナ警戒期間」の設定 [広報6月1日臨時号]

2. 文化・芸術復興支援

新宿区文化芸術復興支援事業 [P. 5]
（区内の文化芸術施設の映像配信等に要する経費助成）

3. 児童・生徒の学習環境整備

臨時休業期間以降における児童・生徒の学習機会の保障 [P. 6]
（家庭学習支援用タブレット端末を貸与）

I 感染拡大防止・医療提供体制の強化

相談体制の構築

・区では、1月末から専用回線を設置（2月以降は帰国者・接触者電話相談センター併設）し、東京都と連携しながら区民等からの相談・問合せに対応する体制を取っています。

専用コールセンター（帰国者・接触者電話相談センター） 6名体制

相談件数累計 10,576件（5月末現在）
（1月 202件、2月 1,244件、3月 2,965件、4月 4,525件、5月 1,640件）

区内医療機関との連携による医療体制の強化（新宿モデル）

・区は、国立国際医療研究センター（以下：NCGM）・新宿区医師会と協定を結び、「新宿区新型コロナウイルス検査スポット」を設置し、4月27日から、区内の基幹病院（NCGM・女子医大・東京医大、慶応大・JCHO山手・JCHO新宿・大久保・聖母）と区医師会とが連携し、運営を行っています。

また、都が包括的に実施している、入院治療の必要がある者のベットコントロール（受け入れ病床の調整）を補完し、区内の病院間のベットコントロールを行っています。

新宿区PCR検査スポット

【検査対象】
新宿区医師会に所属する区内医療機関等を受診し紹介を受けた区民

【実施体制】
新宿区がNCGMに運営を委託し、上記病院と新宿区医師会から医療従事者を派遣

ベッドコントロール

・速やかな病床確保のため、NCGMが中心となり、届け出患者の受け入れや、病状の変化による転院を調整することで、病状に応じた適切な医療に繋がります。

重症者：NCGM、大学病院など
軽症・中等症者：JCHO山手・JCHO新宿・大久保・聖母
軽症者：宿泊施設等

・区で雇い上げた民間救急車と企業より無償提供を受けている軽症患者搬送用車両により、円滑な患者移送を実施しています。

PCR検査スポット



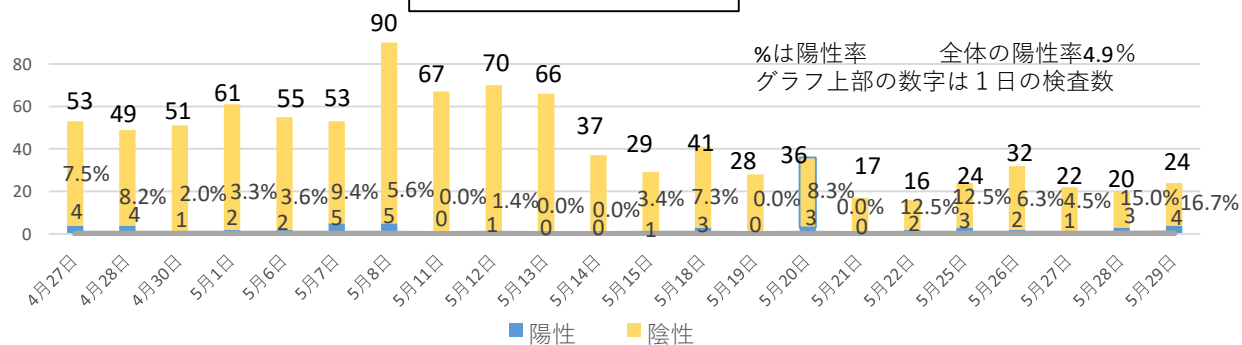
重症者を含む患者搬送用救急車



軽症者及び検体搬送用車両



新宿区検査スポット患者数推移



区民・来街者への注意喚起

3月31日 夜間から早朝にかけて営業している店舗利用自粛の呼びかけ
3月後半からの感染経路が不明な事例の増加を受け、**深夜にわたる接客を伴う飲食店舗の利用自粛**を呼びかける区長コメントを発出
新宿駅周辺客引きパトロールによる帰宅の呼びかけを開始

4月7日 政府の緊急事態宣言を受けて
区内における繁華街等での感染増加傾向を踏まえ、**繁華街の利用自粛及び休業要請、地域に対する不要不急の外出自粛**を呼びかける区長コメントを発出

4月23日 感染拡大防止強化期間の設定（4月24日～5月6日）
4月以降の区民の感染者数の急増、半数以上が感染経路不明という状況を踏まえ、ゴールデンウィークを前に、**密集・密閉・密接による感染拡大を防止するため、「感染拡大防止強化期間」を設定し、改めて感染防止のためのルールを呼びかけ**

感染拡大強化期間の取り組み

- ▲神楽坂通り、高田馬場、早大通りの混雑緩和
看板の設置、広報車の巡回
- ▲区立公園の混雑緩和
児童遊具・スポーツ設備の利用中止、広報車の巡回
- ▲区内全域防災無線広報
- ▲公衆喫煙所の一時閉鎖

新宿駅周辺でのパトロール



喫煙所の閉鎖



防災無線での呼びかけ



広報車の巡回



児童遊具の利用中止



スポーツ設備の使用中止



緊急対応(続き)

II 中小事業者への支援

商工業緊急資金（特例）の融資あっせん

- 【貸付額】 500万円以下
- 【貸付期間】 5年以内（据置期間6カ月）
- 【年利】 2.1%以内（区が全額補助）
- 【信用保証料】 区が全額補助
- 【受付期間】 令和3年3月末まで

東京都内 倒産件数
2月 128件、3月 146件、4月 108件
（東京都産業労働局）

申込み窓口を拡大

区産業振興課の他、
金融機関の窓口でも申込み
ができます。

新型コロナウイルスの影響を受けてい
る中小事業者 76%
（区の中小企業景況調査）

店舗等家賃減額助成事業

店舗等のオーナーが賃借人の家賃を減額した場合の助成

- 【対象となる賃貸人】 条件を満たす小規模企業者及び個人事業主
- 【助成金額】 減額した家賃の1/2（上限5万円）
- 【助成対象月】 令和2年4月から10月まで（うち、最大で6か月分）
- 【助成物件上限】 1賃貸人につき5物件まで
- 【受付期間】 令和2年11月30日まで
- 【実績】 申請件数 99件（5月29日時点）

区内商店街活性化支援

①区商店会連合会と連携した情報発信 （「新宿ルーペ」によるデリバリー・テイクアウト実施店舗の情報発信）

②感染防止対策への助成

- （感染防止に取り組む商店会の助成）
- 【助成率】 東京都9/10、区1/10
- 【助成限度額】 333万円 東京都300万円 区33万円（1件あたり）
- 【受付期間】 令和2年8月31日まで

III 生活・健康への支援

特別定額給付金の支給

- 【対象】 住民基本台帳人口 約35万人)
- 【受給権者（申請者）】 世帯主 世帯数約22万世帯)

- 【特別定額給付金対策室設置】 5月1日
- 【コールセンター設置】 5月15日

- 【オンライン申請】 5月11日から開始 ～ 8月31日まで
5月下旬から順次支給

- 【郵送申請】 5月下旬から受付開始 ～ 8月31日まで
6月上旬から順次支給

保険料の減免（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を減免します。

- 【保険料減免担当の設置】 6月1日
- 【受付開始】 6月15日
- ※3保険料の減免をワンストップ窓口で対応します。

新型コロナウイルス感染症対策寄附金の創設

- 【創設の目的】
区では、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や、区民の皆さまの命と生活を守るための様々な対策に取り組んでいます。
区における新型コロナウイルス感染症対策を支援するためのご寄附の申出をいただいていることから、新型コロナウイルス感染症対策寄附金を創設します。

- 【寄附金の名称】
「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」（指定寄附金）

- 【寄附金の主な活用】
区の新型コロナウイルス感染症対策に幅広く活用
① PCR検査スポット経費及び陽性者移送時に使用する移送車雇上げ経費
② 区内介護サービス事業所及び医療機関等で使用するマスク・消毒液の購入費
③ 区施設で使用するマスク・消毒液の購入費 など

【寄附の方法】 次の4つの方法があります

- ① 専用口座（みずほ銀行口座）への振り込み

【銀行名】 みずほ銀行 新宿支店 普通 3055126
【口座名義】 新宿区新型コロナウイルス感染症対策寄附金
（みずほ銀行本・支店ATM等からの振込は手数料無料）

- ② ふるさと納税サイトを利用（8月上旬のサイト開設に向け準備中）
- ③ 区指定納付書による納付（ご寄附の申出者宛てに納付書を郵送）
- ④ 区役所（総務課）への現金持参

- ※ この寄附に返礼品はありません。
- ※ 寄附金は、寄附金税額控除の対象となります。